

改正後	現行
<p style="text-align: center;">山口県農業協同組合法施行細則</p> <p>制定 平成6年8月24日付け農地経済第645号  改正 平成12年3月31日付け農政第706号  改正 平成12年9月14日付け農政第420号  改正 平成15年10月7日付け農政第487号  改正 平成17年11月22日付け平17農政第710号  改正 平成18年12月28日付け平18団体指導第455号  改正 平成21年7月28日付け平21団体指導第176号  改正 平成23年9月30日付け平23団体指導第190号  改正 平成25年5月15日付け平25団体指導第104号  改正 平成28年4月13日付け平28団体指導第44号  改正 令和元年8月5日付け平31農水政策第143号  改正 令和3年2月22日付け令2農水政策第532号  改正 令和4年6月22日付け令4農水政策第185号  改正 <u>令和5年4月1日付け令5農水政策第3号</u></p> <p>(特定農業協同組合の承認の申請)  第53条 信用事業命令第59条の規定に<u>基づき、農業協同組合法施行令第31条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示(平成13年金融庁・農林水産省告示第19号。以下「特定農業協同組合告示」という。)</u>第2条第1項第1号(第1号特定農業協同組合)又は同項第2号(第2号特定農業協同組合)に該当するとして、承認を受けようとする組合は、特定農業協同組合承認申請書(別記第65号様式)に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">山口県農業協同組合法施行細則</p> <p>制定 平成6年8月24日付け農地経済第645号  改正 平成12年3月31日付け農政第706号  改正 平成12年9月14日付け農政第420号  改正 平成15年10月7日付け農政第487号  改正 平成17年11月22日付け平17農政第710号  改正 平成18年12月28日付け平18団体指導第455号  改正 平成21年7月28日付け平21団体指導第176号  改正 平成23年9月30日付け平23団体指導第190号  改正 平成25年5月15日付け平25団体指導第104号  改正 平成28年4月13日付け平28団体指導第44号  改正 令和元年8月5日付け平31農水政策第143号  改正 令和3年2月22日付け令2農水政策第532号  改正 令和4年6月22日付け令4農水政策第185号  改正 <u>(追加)</u></p> <p>(特定農業協同組合の承認の申請)  第53条 信用事業命令第59条の規定に<u>よる</u>承認を受けようとする組合は、特定農業協同組合承認申請書(別記第65号様式)に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p>

改正後	現行																																																								
<p>第65号様式 (第53条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: center;">           申請者 郵便番号            主たる事務所の所在地            名称            代表者職氏名            (電話 局 番)         </p> <p style="text-align: center;">特定農業協同組合承認申請書</p> <p>信用事業令第59条の規定に基づき、<u>特定農業組合告示第2条第1項第1号 (又は第2号) に該当するものとして</u>、特定農業協同組合の承認を受けたく、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 余裕金の運用先拡大の必要性</li> <li>2 今後の余裕金運用の基本的考え方</li> <li>3 信用農業協同組合連合会との調整の経過</li> <li>4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況</li> </ol> <p>(1) 貯金及び定期積金の合計額 <input type="text"/> 億円        ( 年 月 1日から 年 月末までの平均残高)</p> <p>(参考) 過去5年間の貯金等の推移</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期積金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>記載上の注意) ① 事業年度の平均残高により記入すること。          ② 5年以内に合併している場合は、合併以後とすること。          (以下同じ)</p>	区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	貯金額							定期積金額							計							<p>第65号様式 (第53条関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: center;">           申請者 郵便番号            主たる事務所の所在地            名称            代表者職氏名            (電話 局 番)         </p> <p style="text-align: center;">特定農業協同組合承認申請書</p> <p>信用事業令第59条の規定に基づき、特定農業協同組合の承認を受けたく、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 余裕金の運用先拡大の必要性</li> <li>2 今後の余裕金運用の基本的考え方</li> <li>3 信用農業協同組合連合会との調整の経過</li> <li>4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況</li> </ol> <p>(1) 貯金及び定期積金の合計額 <input type="text"/> 億円        ( 年 月 1日から 年 月末までの平均残高)</p> <p>(参考) 過去5年間の貯金等の推移</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> <th>年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期積金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>記載上の注意) ① 事業年度の平均残高により記入すること。          ② 5年以内に合併している場合は、合併以後とすること。          (以下同じ)</p>	区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	貯金額							定期積金額							計						
区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度																																																			
貯金額																																																									
定期積金額																																																									
計																																																									
区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度																																																			
貯金額																																																									
定期積金額																																																									
計																																																									

改正後				現行			
(2) 財務内容等 ア 単体自己資本の比率 ( 年度末)				(2) 財務内容等 ア 単体自己資本の比率 ( 年度末)			
項 目	当 期 末	(単位：百万円)		項 目	当 期 末	(単位：百万円)	
		経過措置 による不 算入額	前 期 末 経過措置 による不 算入額			経過措置 による不 算入額	前 期 末 経過措置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額				普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額			
うち、出資金及び資本準備金の額				うち、出資金及び資本準備金の額			
うち、再評価積立金の額				うち、再評価積立金の額			
うち、利益剰余金の額				うち、利益剰余金の額			
うち、外部流出予定額 (△)				うち、外部流出予定額 (△)			
うち、上記以外に該当するものの額				うち、上記以外に該当するものの額			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				うち、一般貸倒引当金コア資本算入額			
うち、適格引当金コア資本算入額				うち、適格引当金コア資本算入額			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				コア資本に係る基礎項目の額 (イ)			
コア資本に係る調整項目				コア資本に係る調整項目			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額			
うち、のれんに係るものの額				うち、のれんに係るものの額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額			
適格引当金不足額				適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自				負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自			

改正後				現行			
自己資本に算入される額				自己資本に算入される額			
前払年金費用の額				前払年金費用の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				少数出資金融機関等の対象普通出資等の額			
特定項目に係る10パーセント基準超過額				特定項目に係る10パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
特定項目に係る15パーセント基準超過額				特定項目に係る15パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				コア資本に係る調整項目の額（ロ）			
自己資本				自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）			
リスク・アセット等				リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額				信用リスク・アセットの額の合計額			
資産（オン・バランス）項目				資産（オン・バランス）項目			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）			
うち、上記以外に該当するものの額				うち、上記以外に該当するものの額			
オフ・バランス項目				オフ・バランス項目			
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た				CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た			

改正後					現行				
額					額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)					リスク・アセット等の額の合計額 (二)				
自己資本比率					自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	%		%		自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	%		%	
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。					1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。				
(参考) 過去5か年の単体自己資本比率の推移 (単位: %)					(参考) 過去5か年の単体自己資本比率の推移 (単位: %)				
区分	年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率									
ア-2 連結自己資本の比率 (年度末) (単位: 百万円)					ア-2 連結自己資本の比率 (年度末) (単位: 百万円)				
項目	当期末	前期末	当期末	前期末	項目	当期末	前期末	当期末	前期末
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額				経過措置による不算入額	経過措置による不算入額		
コア資本に係る基礎項目					コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額					普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額					うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額					うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額					うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)					うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額					うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等					コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額					コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額					コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額					うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額					うち、適格引当金コア資本算入額				

改正後	現行
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)
コア資本に係る調整項目	コア資本に係る調整項目
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額
適格引当金不足額	適格引当金不足額
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額
退職給付に係る資産の額	退職給付に係る資産の額
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額
特定項目に係る10パーセント基準超過額	特定項目に係る10パーセント基準超過額
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額
特定項目に係る15パーセント基準超過額	特定項目に係る15パーセント基準超過額
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	コア資本に係る調整項目の額 (ロ)
自己資本	自己資本
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)
リスク・アセット等	リスク・アセット等
信用リスク・アセットの額の合計額	信用リスク・アセットの額の合計額
資産（オン・バランス）項目	資産（オン・バランス）項目
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額

改正後

うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)					
うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額 (二)					
連結自己資本比率					
連結自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )		%		%	

(記載上の注意)

1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

(参考) 過去5か年の連結自己資本比率の推移 (単位: %)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
自己資本比率					

イ 剰余金又は損失金 ( 年度) (単位: 百万円)

項目	金額	備考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期剰余金又は損失金 (a+b)		

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

(ア) 財務内容 (特定農業協同組合告示第2条第1項第1号ロ(3)に定める合計額の状況等)

(イ) 事業運営 (違法・不正事案及び紛争事案の状況等)

現行

うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)					
うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額 (二)					
連結自己資本比率					
連結自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )		%		%	

(記載上の注意)

1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

(参考) 過去5か年の連結自己資本比率の推移 (単位: %)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
自己資本比率					

イ 剰余金又は損失金 ( 年度) (単位: 百万円)

項目	金額	備考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期剰余金又は損失金 (a+b)		

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

(ア) 財務内容 (農業協同組合法施行令第3条の4等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等(平成13年12月28日金融庁・農林水産省告示第19号)第2条第2号ハに定める合計額の状況等)

(イ) 事業運営 (違法・不正事案及び紛争事案の状況等)

改正後

現行

(3) 事業執行体制

(3) 事業執行体制

ア 常勤理事及び参事の状況

ア 常勤理事及び参事の状況

役職名	氏名	専門担当職務	勤務の状況	備考

役職名	氏名	専門担当職務	勤務の状況	備考

(記載上の注意) ① 組合長を除く常勤理事及び参事について記載すること。  
 ② 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。  
 ③ 「勤務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を記載する。  
 ④ 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、添付書類の「8その他参考となる資料」として、市場運用及び事務管理担当理事とリスク管理担当理事が同号ロ(1)を満たしていることがわかる書類を添付する。

(記載上の注意) ① 組合長を除く常勤理事及び参事について記載すること。  
 ② 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。  
 ③ 「勤務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を記載する。

イ 余裕金運用に係る担当部門の設置及び担当職員の状況

イ 運用担当部署の設置及び運用担当職員の状況

担当部	担当課 (室)	業務区分	職員数		備考
				うち担当職員数	

担当部	担当課 (室)	業務区分	職員数		備考
				うち担当職員数	

(記載上の注意) ① 職務権限規程により記入する。  
 ② 「業務区分」欄には、当該職員の業務の区分について、市場運用、事務管理、リスク管理の別を記載する。  
 ③ 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、「備考」欄に、  
 ・市場運用担当部門については、余裕金運用に係る専任職員の人数及び当該専任職員の業務経験期間を記入する。  
 ・事務管理担当部門及びリスク管理担当部門については、余裕金運用に係る担当職員の業務経験期間を記入する。  
 また、申請に当たっては、添付書類の「8その他参考となる資料」として、当該職員の兼任状況がわかる資料及び業務経験期間を証明する職歴等の書類を添付する。

(記載上の注意) ① 職務権限規程により記入する。  
 ② 運用担当職員は、余裕金の有価証券等への運用に関し知識と経験を有する職員とする。

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 余裕金運用に係る業務の職務権限

(ア) 余裕金運用に係る業務の職務権限

項目	職務分掌	権限者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長

項目	職務分掌	権限者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長



改正後


(記載上の注意) 職務権限規程により記入する。

(イ) 内部監査体制の概要

① 内部監査担当部門

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意) 監事が常勤あるいは学経の場合は「内部監査」の「備考欄」にその旨を記載する。

② 内部監査の実施状況

添付書類

- 1 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高
- 2 貸借対照表、損益計算書等財務諸表（連結財務諸表を含む。）
- 3 組織図
- 4 職務権限規程
- 5 余裕金運用規程
- 6 内部監査規程
- 7 承認申請に係る決議を行った理事会議事録
- 8 その他参考となる資料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

現行


(記載上の注意) 職務権限規程により記入する。

(イ) 内部監査体制の概要

① 内部監査担当部署

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意) 監事が常勤あるいは学経の場合は「内部監査」の「備考欄」にその旨を記載する。

② 内部監査の実施状況

添付書類

- 1 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高
- 2 貸借対照表、損益計算書等財務諸表（連結財務諸表を含む。）
- 3 組織図
- 4 職務権限規程
- 5 余裕金運用規程
- 6 内部監査規程
- 7 承認申請に係る決議を行った理事会議事録
- 8 その他参考となる資料

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。